

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するた  
めの未定稿版で、一般への公開用ではありません。  
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発  
言、理事会で協議することとされた発言等は、原  
発言のまま掲載しています。  
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますの  
で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と  
受け取られることのないようお願いいたします。

○議長（森英介君） 長妻昭君。

〔長妻昭君登壇〕

○長妻昭君 中道改革連合の長妻昭です。（拍手

） 本日午前、中道改革連合、立憲民主、公明の三  
党で、木原官房長官に、イラン戦争の影響で深刻  
化する物価高や物資不足に対応するため、二〇二  
六年度補正予算案の早期編成を要請をいたしました。  
これは、私たちが、一万件以上寄せられた個人  
人、法人の意見等を基に喫緊の課題であると判断  
したものです。真摯に取り組んでいただきたい。

改めまして、たいま議題となりました経済安  
全保障改正法案及びJBIIC改正法案について質  
問をいたします。

経済安全保障は、先進国の中でも日本が最も対  
応が遅れており、その増強は喫緊の課題です。し  
かし、状況が激変する中、本法案は何周も遅れて  
いると言わざるを得ません。まず、二つの危機を  
事例として本法案の有効性を質問し、その次に、  
本法案がばらまきや天下りを助長するリスク等に

ついてお尋ねをいたします。

まず第一の危機は、ホルムズ海峡の閉鎖に伴う  
経済の混乱です。

まさに経済安保の危機でもあり、本法案を現在  
の経済的危機に当てはめると、どのような効果が  
上がり、対応が可能なのでしょう。

仮に本法案がホルムズ海峡閉鎖前に施行されて  
いけば、物資不足に対してどのような効果を上  
げていたのでしょうか。今回、国内で不足し問題化  
している物資のうち、特定重要物資に指定されて  
いるものは何があり、事後、事前でどんな対応を  
取れるのでしょうか。

また、今回の経済の混乱で役務の提供に支障が  
出ている特定社会基盤事業や特定社会基盤事業者  
としては、それぞれどのようなものがあり、事前  
と事後でどのような対応を取るのでしょうか。

また、本法案が施行されていけば、第三条の二  
にある官民協議会を開催し、今回のホルムズ海峡  
閉鎖に伴う経済の混乱についても議論をするので  
しょうか。

法律以前の問題として、そもそも日本は原油の  
ホルムズ海峡からの依存度が今回のイラン戦争の  
直前では九三%であり、この六十年間で最も高く  
なっています。韓国や台湾でも七〇%であり、危  
機感がなさ過ぎました。

なぜこんなに依存度が高くなったのか。また、  
今後、どのような手段で、何%まで依存度を下げ  
ていくつもりですか。

仮に本法案が施行されていたとすれば、これほ  
どまでに依存度が高くなるという失態を招かなか

ったのか、お尋ねをいたします。

現在、特定重要物資として、医療関係では抗菌  
薬と人工呼吸器が指定されております。しかし、  
命に関わる人工心肺装置や人工透析の機器、器材、  
麻酔設備、器材、手術に必要な器材等は除外をさ  
れております。含めるべきと考えますが、いかが  
ですか。

特に、ナフサ不足による医療機器不足は深刻で  
す。本法案ではどのような対応がなされるので  
か。また、今後、ナフサ不足が発生した際に、本  
法案ではどのような備えがなされるのでしょうか。  
本法案はイラン戦争前に立案されたものであり、  
今後も同様なケースがあった場合、有効な対応が  
可能なのか疑問です。法案修正すべきところがあ  
れば修正に応じる姿勢で臨んでいただきたいが、  
いかがでしょうか。

第二の危機は、フロンティアAIモデルである  
アンソロピック社のクロード・ミトスの脅威です。  
システムの脆弱性を一瞬に見抜き、悪用すれば、  
いわばどんな金庫でも開けてしまう金庫破りにな  
ります。核兵器並みと言われるゆえんです。いざ  
れ、アンソロピック社以外でも同様の性能以上の  
AIが開発され、悪用が広がるのは時間の問題で  
す。現行の能動的サイバー防御法案だけでも、国  
家サイバー統括室だけでも手に負える問題ではな  
く、サプライチェーンをも破壊する、まさに経済  
安全保障の問題です。

真っ先に狙われる可能性があるのが金融機関で  
す。クロード・ミトスの出現で、預金が盗まれる  
リスクは高まっていると言えるのか、まず金融庁

にお尋ねをいたします。

また、通信、水道、電力、運輸などを麻痺させて社会が大混乱に陥るリスクも想定されます。政府は、この危機感をどの程度お持ちなのでしょうか。

本法案では新たに、病院が行う医業等も特定社会基盤事業として定めることができる事業に追加をいたしました。現在ある十五分野含めて、本法案では、これらの事業がクロード・ミトスに対してどのような防衛策を取れるのでしょうか、お尋ねをいたします。

米国では、クロード・ミトス等への対策としてグラスウィングというプロジェクトを立ち上げ、AIによって防衛体制を取るなど、取組が進められております。

日本では、単に危機を共有するだけの情けないレベルにとどまっており、本法案にある官民協議会を活用して、日本版グラスウィングのようなプロジェクトを立ち上げるお考えがあるのでしょうか。本問題は官民協議会でも議論されることになるのでしょうか。お尋ねをいたします。

本来は、手遅れにならないためにも、本法案の審議の前に、迅速に日本版グラスウィングのプロジェクトを立ち上げるべきと考えますが、いかがですか。これは緊急を要する大問題です。

基幹インフラ制度に医療分野を追加することとしていますが、医療機関は、経営余力が乏しく、人材も不足しています。病院に対して、システムの更新、構築を従来の事業者から高額な事業者へ変更させられる場合や、専門人材の増強を要請さ

れる場合もあるのでしょうか。上野大臣にお尋ねいたします。そして、担当、小野田大臣にもお尋ねをいたします。

その際は、法律での要請となり、断ることは許されないのでしょうか。その際に発生する費用の補填は考慮されないのでしょうか。また、最大幾つ、どのような病院が基幹インフラに指定される可能性があるのでしょうか。確認をいたします。次に、ばらまきや天下りを助長するおそれについて質問いたします。

その前提として、一年半前に施行された経済安保推進法の総括をしなければなりません。この一年半の間に権限濫用が発生していないかどうかを政府としてどのように点検をしていますか。また、そのような事案が発生しましたか。法律の成立、施行前と比較して、個人や企業の利益についてはどのように増進したと評価していますか。数字を根拠に出してお答えをください。

本法案では、J B I Cの支援に関して、収支相償の原則も適用除外、償還確実性の原則も適用除外であり、もはや野方図な補助金と同じです。コロナ緊急時のゼロゼロ融資は別として、損失を前提とした融資をする銀行など聞いたことがありません。J B I Cによる融資の結果として損失が生じた場合、その判断の是非を検証、公表するのでしょうか。

そもそも、主務大臣が事業計画を認定する基準は厳格にあるのでしょうか。報道では、最後は官邸の政治判断で決まるケースも出るだろうと経済官庁の幹部が話したとあります。巨額な企業献金

を自民党に提供している企業が優先的に決まるということは絶対にありません。確認をいたします。さらに、高市首相が成長戦略で推進する十七分野に損を覚悟で資金を流すなどということはありません。これも確認をいたします。

本法案では、J B I Cが損失を前提にリスクの高い事業への出資もできることとしていきます。このような仕組みによって、仮に、淘汰されるべき古い産業技術のために民間資金が動員されるようなことがあれば、損失が発生するだけでなく、産業構造の転換を遅らせてしまうおそれがないでしょうか。加えて、そのようなことが起こらないための歯止め策をお尋ねをいたします。

省庁の貯金箱とも言われ、今や税金無駄遣いの象徴である基金を性懲りもなく拡大する仕組みが本法案にこっそり盛り込まれています。法律の裏づけがある基金を拡大するものです。

これまで、経済安保推進法でJ S TとN E D Oの二団体に基金が置かれていたものを、さらに本法案では、基金を造成できる団体を最大三十五もの研究開発行政法人に広げる条項六十三条が提案をされています。天下りも増える一方ではないでしょうか。最大三十五法人というのは事実でしょうか。事実とすれば、とんでもないことです。基金の止めどない拡大はやめて、通常予算の措置としていただきたい。見直したいだけです。

トランプ大統領と約束した五千五百億ドル、約八十四兆円の対米投資では、赤澤大臣の国会での説明では、収支相償の原則と償還確実性の原則は守られると答弁をしております。

今回の法案にある収支相償の原則も適用除外、償還確実性の原則も適用除外のJBIICスキームは、五千五百億ドルの対米投資で使うのでしょうか。確認をいたします。

本法案において、総合的なシンクタンクを独立行政法人である経済産業研究所に創設する一方、内閣府では別途、安全、安心に関するシンクタンクを今年度中をめどに設置するとしております。

政府有識者会議では、まだできていないこの二つのシンクタンクについて、研究が重複し、二重投資となる可能性があるため、近い将来統合すべきという提言が出されました。

天下りポストが増えるだけです。猛省して、一つにまとめてください。いかがでしょうか。

これで質問を終わりますが、今後とも、国家が経済を武器化して、他国に圧力をかけるケースが増えてくると予想をされます。同盟国の米国とて、例外ではありません。貿易立国として歩みを進めてきた日本が生き残るためにも、利権や企業献金に左右される不透明な対策であってはなりません。まさにEBPMが重要です。利権やばらまきでなく、データや客観的根拠、証拠、エビデンスに基づいて政策の目的、手段を決定し、効果を検証、改善しなければなりません。この観点から、私たちは本法案を厳しく審議してまいります。

御清聴ありがとうございます。（拍手）

〔国務大臣小野田紀美君登壇〕

○国務大臣（小野田紀美君） 長妻昭議員から、まず、ホルムズ海峡封鎖による経済的影響と本法案の関係、特定重要物資の対応状況、特定社会

基盤事業の状況、官民協議会の四点についてお尋ねがありました。

まず、一般のホルムズ海峡封鎖による経済的影響への対応は、我が国の平和と安全、経済的な繁栄に関することであり、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するという経済安全保障推進法の目的から排除されるものではありません。

また、近年、類を見ないほど複雑化しつつある国際情勢や安全保障環境の変化に対応すべく、本法案では、御質問にもあった官民協議会、そして総合的なシンクタンクを創設し、経済安全保障上の幅広い課題について、対策の検討や調査研究等を行うこととしております。

これらで扱う個別のテーマについては、ホルムズ海峡の閉鎖に伴う経済的な影響も含め、改正法施行後の時々の情勢等を踏まえ、適時適切に判断してまいります。

次に、特定重要物資の対応状況についてお答えいたします。本改正法案においては、物資の供給に不可欠な役務を確保することで、特定重要物資の一層の安定供給確保を図ることなどを軸に置いています。また、原油や石油関連製品等の安定供給確保は、経済安全保障推進法ではなく、ほかの法律に基づく制度等、様々な施策を組み合わせて、その安定供給確保を講じております。

経済安全保障推進法で支援対象になっっているものとして、例えば、ヘリウムについては、特定重要物資である半導体の製造に必要な原料として、その備蓄やリサイクルを行う施設設備の導入等支

援を進めてきており、既に、備蓄量の確保に一定の効果을上げています。

中東情勢を含む昨今の国際情勢も踏まえ、引き続き、関係省庁によるほかの施策とも連携しつつ、重要物資の安定供給確保を強力に実施してまいります。

次に、医療関係物資を特定重要物資に指定する必要性についてお尋ねがありました。

医療関係物資の安定供給確保についても、経済安全保障推進法のみならず、ほかの法律に基づく制度等、様々な施策も組み合わせて対応してきております。

また、原油やナフサを含む石油製品については、日本全体として必要となる量を確保できず、医療関係物資も含めた一部で生じる供給の偏りや流通の目詰まりについては、中東情勢に伴う重要物資安定確保担当大臣である赤澤大臣や関係閣僚の下で、政府一丸となって対応を進めております。

その上で、経済安全保障推進法においては、医療関係の物資として、抗菌性物質製剤と人工呼吸器を特定重要物資に指定し、その指定に基づき、厚生労働省において、国内生産基盤強化や備蓄の支援を行っておりますが、その他の医療物資についても、国民の生命、生活にとって大変重要な物資であると認識しております。

今回の改正法案と直接関連するものではありませんが、一般の中東情勢の影響を受けた足下の対応と同時並行で、ある程度先を見越した対応として、関係省庁とも連携し、スピード感を持ってリスク点検を実施いたします。その結果も踏まえて、

特定重要物資としての指定も含め、安定供給に向けた必要な対策を適切かつ迅速に講じてまいりません。

次に、法案修正についてお尋ねがありました。

本法律案は、特定の事案を念頭に改正を行うものではありませんが、イラン情勢を含め、複雑化する国際情勢等に鑑み、外交力、防衛力、経済力、技術力、情報力、人材力を含む総合的な国力を強化しながら最大限活用し、我が国の平和と安全、繁栄を経済面から確保するための更なる措置を講ずるため、提出するものであります。

法案修正については、国会審議における御議論を経て、国会にて判断されるものと承知しております。

次に、AIを悪用したサイバー攻撃に対する政府の認識と、基幹インフラの対応についてお尋ねがありました。

AIがサイバー攻撃に悪用され、我が国の基幹インフラが危険にさらされるリスクをいかに回避するかという点は重要な課題であると認識しております。

現在、基幹インフラ役務の安定的な提供を確保するため、政府においては、サイバーセキュリティ等の一等の観点から様々な施策を包括的かつ重層的に行っています。

経済安全保障推進法における取組としては、基幹インフラ制度の運用を通じて、サイバー攻撃等も含め、特定妨害行為のおそれの低減を図っているところであります。

これに加え、基幹インフラ所管省庁においては、

各業法やガイドライン等に基づき、事業者に対してサイバーセキュリティ対策を行うよう定めております。また、基幹インフラ事業者にはサイバー対処能力強化法に基づき、本年十月一日からサイバーセキュリティインシデントが発生した場合等の報告が義務づけられ、更なるサイバーセキュリティ強化のための取組が進むと承知しております。

御指摘のロード・ミストを始めとするAIの急速な進展への対応については、AISIとも協働しつつ、高度なAIの技術動向や国際情勢等について情報収集や分析を行い、必要に応じて対策を講じる等、関係省庁と連携して適切に対応してまいります。いずれにいたしましても、引き続き基幹インフラ制度を通じて、基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に努めてまいります。

次に、官民協議会と日本版グラスウィングについてお尋ねがありました。

官民協議会は、経済安全保障では、政府のみならず民間企業等も主要な担い手となることから、経済安全保障上の幅広い課題について、あらゆる脅威やリスクを念頭に検討を行うために創設するものです。

米国企業が開発した、プログラムの脆弱性を発見する能力にたけたAIの事例も含め、AIを活用したサイバー対処能力の強化は、我が国の重要な課題です。

金融分野においては、金融庁主導によりAI脅威に対する金融分野のサイバーセキュリティ対策強化に関する官民連携会議が開催され、また、

国家サイバー統括室においても、AIを活用したサイバー対処能力の強化について、有識者会議で議論が進められていると承知しています。

本官民協議会で協議を行う個別のテーマについては、こうした関係省庁の動きや改正法施行後の経済安全保障環境を踏まえ、適時適切に判断してまいります。

次に、基幹インフラ制度への医療分野の追加に係る病院の対応についてお尋ねがありました。

医療分野を基幹インフラ制度の対象とすることにより、対象となる医療機関等が重要な設備の導入や維持管理等の委託を行う際に、当該設備が我が国の外部から行われる妨害行為の手段として使用されるおそれについて審査することとなります。

このおそれが大きい場合、経済安全保障推進法第五十二条に基づき、事業所管大臣たる厚労大臣は、医療機関等に対し、設備の導入等計画書などの変更を含め、必要な措置を講ずることを勧告し、勧告に応諾しない場合には命令することが可能とされており、その上で、事業者が当該命令に違反した場合には、同法に基づき、罰則の対象となり得るものです。

次に、権限濫用等についてお尋ねがありました。経済安全保障推進法の運用に当たっては、有識者の意見を聞くとともに、例えば、サプライチェーンの強靱化について、基本指針や個々の物資の取組方針を策定する際はあらかじめパブリックコメントを実施するなど、広く国民の意見を聞きながら各施策の詳細を決定しております。

このような手続を踏まえるとともに、毎年、施

策の実施状況のフォローアップを行い、その結果をホームページ上で公表するなど、経済安全保障施策が適切な形で運用されるよう留意しており、特段問題となるような事案は発生していないと考えております。

経済安全保障推進法の各施策の評価に関するお尋ねについて、サプライチェーンの強靱化においては、これまで十六の特定重要物資について、百四十八件の供給確保計画を認定、支援し、液化天然ガスの余剰確保や肥料の備蓄を始め、安定供給確保の効果が始めております。

基幹インフラ制度については、令和七年三月末までに九百七十二件の届出の審査を行いました。審査を通じて、特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが低減し、基幹インフラ業務の安定的な提供の確保につながっていると考えております。

先端的な重要技術の開発支援については、令和八年三月末までに四十の指定基金協議会を組織し、重要技術の研究開発等の伴走支援を進めております。

特許出願非公開制度については、二十五の特定技術分野において、令和七年三月末までに九十件の保全審査を行いました。審査を通じて、特許手続を通じた機微な技術の公開や情報流出の防止につながっていると考えております。

経済安全保障推進法の各施策を実施することで、法施行前と比べて、我が国の自律性の向上、優位性、不可欠性の確保に向けた取組は着実に進展しているものと評価しております。

次に、経済安全保障上重要な海外事業の促進に関する制度において損失が生じた場合の検証及び説明責任、そして支援対象事業の認定基準についてお尋ねがありました。

まず、認定基準についてお答えいたします。本制度では、経済安全保障推進法第八十五条の三四項において、支援の対象となる特定海外事業の認定をするための基準を明確に定めるとともに、同法第八十五条の二において、基本指針を策定し、当該認定に関する基本的な事項を定め、認定に際して判断する内容の明確化を図ることとしております。

政府としては、これらの法令上の基準及び基本指針に基づき、個々の事業計画について、必要な審査を行った上で認定し、支援を行うこととしており、御指摘のように、恣意的な判断や、法令、指針によらない形で認定を行うことはございません。

また、認定後の実施状況について、同法第八十五条の六第一項及び第二項の規定に基づき、認定特定海外事業者からの定期的かつ必要に応じた報告を受けることに加え、JBICを通じて適時適切なモニタリングを実施した上で、必要に応じて早期に対応を取ることとしています。

その上で、仮に、支援した事業において損失が生じた場合には、必要な事項の報告や資料提出の求めにより、事業の実施状況や、損失要因等について確認を行い、必要に応じて有識者等の御意見もいただきながら、フォローアップを行い、企業の機微情報等に鑑みて差し支えない範囲で、事業

の実施状況やフォローアップ内容について公表してまいります。

また、本制度による支援が産業構造の転換を遅らせることがないのか、そのための歯止め策についてもお尋ねがありました。

まず、繰り返しになりますが、本制度は、我が国の経済安全保障上重要であるものの、国際環境の急激な変化等に伴うリスクの高まりにより、採算性に不確実性があるため、既存の支援ツールだけでは民間企業から十分な投資が行われない海外事業について、国の支援を呼び水として、民間企業の参画を得ることで、そうした事業の実施を可能にするものです。

したがって、本制度が産業構造の転換を遅らせるとの御指摘がありますが、そもそも、国が支援して先ほど申し上げたようなリスクを低減したとしても、事業の立ち上げや継続自体が見込まないような事業は支援の対象外と考えております。加えて、恒常的に赤字が見込まれるような事業性のない事業であって、赤字補填のために追加出資や融資が延々と求められる可能性があるものを支援対象とすることも想定しておりません。

こうした点は、支援対象事業の認定時において、JBICから情報提供を受けつつ、対象事業の実現可能性や収益性等をしっかりと評価することで対処してまいります。

次に、重要技術の研究開発等に係る基金及び当該基金を設置する法人についてお尋ねがありました。

本法案の指定基金に関する改正は、公募型研究

開発に係る業務を行う法人が、その特性に応じた特定重要技術の研究開発等を指定基金協議会を活用して行うことが重要であることから、指定基金協議会を設置できる基金の範囲を広げるものです。

この範囲には研究開発独立行政法人が設ける基金が含まれますが、実際に三十五の研究開発独立行政法人それぞれに基金を造成するためには、経済安全保障推進法とは別に各法人の設置法等に基金設置の根拠が必要です。したがって、本法案により新たな基金の設置が可能となるものではなく、また、予算措置の在り方を決めるものではございません。

なお、法人における指定基金の運営体制に関しては、国家公務員法等に基づく再就職に関する規定等も踏まえつつ、適切に運用していくことは当然です。

経済安全保障上の重要技術の研究開発等については、その特性等を踏まえつつ、実効性を持った適切な仕組みに基づき推進することが重要であり、本法案の内容は、このような取組に資するものと考えております。

次に、経済安全保障上重要な海外事業を支援する制度と日米の戦略的投資イニシアティブとの関係についてお尋ねがありました。

今般の制度は、海外事業のうち、我が国の経済安全保障上重要であるものの、採算性に不確実性があるため、本法律案で盛り込んだ劣後出融資といった政策的な支援がなければ民間資金の動員が図れないような事業を対象としております。

これに対し、日米戦略的投資イニシアティブは、

了解覚書上も、元利返済相当額の分配とその後の追加的な利益配分を前提としており、採算性が確保可能なプロジェクトを念頭に置いております。

したがって、日米戦略的投資イニシアティブの下で実施されるプロジェクトに対し、今般の制度を活用することは想定しておりません。

最後に、総合的な経済安全保障シンクタンクと重要技術戦略研究所の統合についてお尋ねがありました。

総合的な経済安全保障シンクタンクは、今般の法改正で法的に位置づけられ、公的機関である独立行政法人内に設置されるものであり、政府の要請に即応することも含めて、外交、情報、防衛、経済、技術の専門性を要する調査研究、政策提言を行う唯一のシンクタンクとなります。

他方、重要技術戦略研究所については、一般財団法人として設立される民間の機関であり、アカデミアも巻き込んだ形で、産官学連携による経済安全保障の観点からの科学技術戦略の推進等に加え、大学と連携した人材育成を行うことが期待されているところです。

このように、これら二つのシンクタンクは想定されている役割及び組織体制が異なっていることから、両者の強みを生かす形で、しっかりと連携させてまいりたいと考えております。

また、有識者会議から御提案いただいた統合の在り方を検討するに際しては、独立行政法人と民間機関の組織体制の違い、人材育成に係る学位授与等の大学特有の機能の在り方、経済安全保障へのアカデミアの関与といった論点も含め、丁寧に

整理を進める必要があります。

いずれにいたしましても、人材、資金を最大限効果的に活用すべく、有識者会議の御提言も踏まえて、統合の在り方については、速やかに検討を進めてまいります。（拍手）

〔国務大臣片山さつき君登壇〕

○国務大臣（片山さつき君） 長妻議員からクロード・ミトスの出現についてお尋ねがありました。

AI技術が急速に進展する中、サイバー攻撃にAIが活用されることで、攻撃のスピードや規模が劇的に加速、拡大するなど、委員御指摘のように、金融業界においても、サイバーセキュリティをめぐる脅威は高まっていると認識しております。

金融システムについては、相互接続性が高く、リアルタイムで処理されているため、サイバー攻撃により、市場への影響や信用不安に波及し得るという特性があります。

こうした中、金融機関は、重要インフラ機能を担う立場として、脆弱性情報の把握から脆弱性を修正するパッチ適用までの迅速化や、インシデント発生時の備えなどがこれまで以上に重要になるものと考えております。

次に、日本版グラスウィングについてお尋ねがありました。

AI技術の進展による脅威への対応は、早急に進める必要があると認識しております。

金融庁としては、四月の二十四日金曜日にAI脅威に対する金融分野のサイバーセキュリティ対策シンカに関する官民連絡会議を開催し、金融業

界と政府、日本銀行等が共通の理解を持ち、先を見据えた対応を検討していくため、事務レベルの議論を深める作業部会を立ち上げることにについて出席者から賛同を得ました。

いわば金融の日本版プロジェクト・グラスウィングであるこの作業部会を中心に、クロード・ミトスを始めとしたAIモデルへの対応等について迅速に検討してまいります。

次に、経済安全保障上重要な海外事業の促進に関する制度における検証や説明責任、認定基準等についてお尋ねがありました。

まず、認定基準につきましては、本制度では、法律上、経済安全保障に資するものとして、支援の対象となる特定海外事業を認定するための基準を明確に定めております。政府としては、こうした基準等に基づき、個々の事業計画について、恣意的ではなく、必要な審査をきちんと行った上で認定し、支援を行うこととしております。

また、認定後は、事業の実施状況について事業者に報告を求めるとともに、JBICを通じた適時適切なモニタリングを実施することとしており、仮に損失が生じた場合には、事業の実施状況や損失要因等について検証を行うこととしております。財務省としては、内閣府やJBICと密接に連携しつつ、事業の認定やフォローアップを適切に実施するとともに、必要な説明責任を果たしてまいります。

次に、本制度による支援が産業構造の転換を遅らせることがないのか、そのための対策についてお尋ねがありました。

まず、本制度の目的は、採算性に不確実性があるものの、我が国の経済安全保障上重要な事業を支援することであり、これは、今後の我が国経済にとって必要な事業を後押しするものです。決して、淘汰されるべき古い産業技術を維持したり、産業構造の転換を遅らせるものではありません。

また、事業の実施に際しては、国の支援を呼び水として、民間からの出資等があることが法令上の条件となっており、そうした投資がない事業は支援の対象外となります。そのため、恒常的に赤字が見込まれるような事業性のないものであって、赤字補填のために追加出資や融資が延々と求められる可能性のある事業が支援対象となることは想定しておりません。

こうした点につきましては、財務省としましては、支援対象事業の認定時において、JBICからの情報提供を受けつつ、対象事業の実現可能性や収益性などをしっかり評価することで対処してまいります。

次に、経済安全保障上重要な海外事業を支援する制度と日米の戦略的投資イニシアティブとの関係についてお尋ねがありました。

今般新設する制度は、我が国の経済安全保障上重要ではあるが、採算性に不確実性があるため、JBICによる政策的な支援がなければ民間資金の動員が十分には行われないと認められる事業を対象としております。

一方、日米戦略的投資イニシアティブは、採算性が確保されるプロジェクトを念頭に置いており、今般新設される制度を活用することは想定をして

おりません。（拍手）

〔国務大臣赤澤亮正君登壇〕

○国務大臣（赤澤亮正君） 長妻昭議員から、原油輸入のホルムズ依存度についてのお尋ねがありました。

我が国は、過去二度の石油危機を経て、一九八〇年代以降、発電分野において、LNG、原子力、再生可能エネルギーなど、中東に依存しないエネルギーへの転換を推進するとともに、自動車の燃費の大幅な向上を始めとして、省エネルギーの取組を強力に推進してきました。この結果、原油の輸入量は、ピーク時である一九七三年度と比較し、二〇二四年度は半減をしております。

一方で、原油の中東依存度として見れば、二〇二五年に九四％と高い水準であります。これは、一九八七年度に一たび六七・九％まで減少したものの、アジアの原油生産国における国内需要の拡大やロシアに対する制裁の発動等により、供給源の選択肢が限定された結果であります。

御指摘のとおり、原油の供給源の多角化が不可欠ですが、経済性や国内精製設備の特徴も考慮しつつ進める必要があることから、一概に調達比率に関する目標値を設定することは差し控えたくなります。

いずれにせよ、民間事業者とも連携して、積極的な資源外交や資源国における開発支援を始め、あらゆる選択肢を排除せずに原油調達の多角化を進めてまいります。（拍手）

〔国務大臣上野賢一郎君登壇〕

○国務大臣（上野賢一郎君） 長妻昭議員の御質

問にお答えをいたします。

医療関係物資の特定重要物資への指定についてお尋ねがありました。

経済安全保障推進法の枠組みにおいて、医療関係物資として抗菌性物質製剤と人工呼吸器を特定重要物資に指定し、それに基づき、厚生労働省において、国内の生産基盤強化や備蓄の支援を行っております。

これに加えて、現在、厚生労働省において、特定重要物資以外の医療関係物資についても、例えば、医薬品の原材料などの供給元の複線化や代替供給先の探索費用についての補助を行うなど、必要な取組を行っているところであります。

医療関係物資は、国民の生命、生活にとって大変重要な物資であると認識をしております、引き続き、関係省庁とも連携して、サプライチェーンリスク調査を実施し、その結果も踏まえ、特定重要物資への指定も含め、安定供給確保に向けた必要な対策を適切かつ迅速に講じてまいります。

基幹インフラ制度への医療分野の追加に関する費用の補填や病院の指定についてお尋ねがありました。

基幹インフラ制度は、各インフラ事業法において既に役務の安定提供の責務を負っている事業者への上乗せ規定であるため、これまで、基幹インフラ制度への対応に伴い発生する費用の補填は行われていません。

一方で、事業者にとって過度な負担にならないよう、基幹インフラ制度の基本指針において、規制対象を真に必要な範囲に限定することとされて

います。

その上で、医療分野に関しては、事業者の負担に配慮し、十分な準備期間を設けるため、段階的に対象病院を指定することや、病院のサイバーセキュリティ対策等について、既存の措置等を活用して、必要な支援を行っていくことも検討していきます。

また、基幹インフラ制度の対象病院については、全国に八十八ある特定機能病院から選定することを念頭に、本法案の施行から三年程度の期間に、各都道府県につき少なくとも一病院を指定する方向で検討しているところであります。（拍手）